

# パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 を開始します

情報PICK UP

R5/2/1～

問合せ 多世代交流プラザ (☎ 71 - 9842)

## 【小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度】

互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した性的マイノリティのお二人が、パートナーシップにあることを市に宣誓し、市が証明する制度です。お二人に未成年のお子さんがいらっしゃる場合は、あわせてファミリーシップを宣誓することができます。

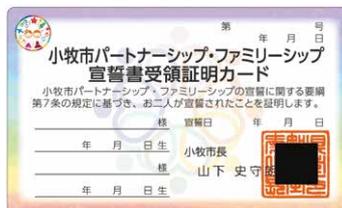
この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

## 【制度を利用することができる方】

宣誓される方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

パートナーシップの宣誓をするとき、

- ・成年に達していること（満18歳以上）
- ・双方が小牧市民であること、または3カ月以内に転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと
- ・民法に規定する婚姻できない続柄（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと



手続きの流れ等、  
詳細は市ホームページをご確認ください▼



## 小牧市すくすく子育て応援事業(たまごギフト、ひよこギフト)を開始します

妊婦1人につき5万円 子ども1人につき5万円

R5/2/1～



問合せ 子育て世代包括支援センター (☎ 71 - 8611)

妊娠期から出産・子育て期にかけて、安心して出産・子育てができるように相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時や出産後に、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施します。

### ●伴走型相談支援

- (1) 親子健康手帳（母子健康手帳）交付時面談
- (2) 妊娠8カ月アンケート
- (3) 出産后面談（助産師訪問等） など

### ●経済的支援（国の出産・子育て応援給付金）

#### (1) 出産応援給付金（たまごギフト）／妊婦1人につき5万円

対象：小牧市に居住し、市の指定する面談等を受けた妊婦。R5/2/1以降に妊娠届出をした方。給付金の支給には、妊婦本人の面談が必要です。

#### (2) 子育て応援給付金（ひよこギフト）／子ども1人につき5万円

対象：小牧市に居住し、R5/2/1以降に妊娠届出し、その後出産された方

※出産後に面談（助産師等による訪問）の申込みをしてください。（給付金の支給には、面談が必須です）

#### (3) 遡及対象者（R4/4/1からR5/1/31までに妊娠届出をした妊婦および出生した児）について

1月下旬以降に順次個別通知し、出産応援給付金（たまごギフト）と子育て応援給付金（ひよこギフト）を一括で支給します。

※流産・死産された方は、出産応援給付金（たまごギフト）の対象となります。子育て世代包括支援センターにご連絡ください。

詳細は市ホームページ  
をご確認ください▼

